

子ども読書活動のいっそうの推進を求める意見書

本年平成22年は「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年であり、また「国民読書年」と定められた年であります。この「国民読書年」は平成20年6月、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、定められたものです。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が07年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35・9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16・5冊）に比べて2・2倍に伸びました。この結果は、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたことの表れといっても過言ではありません。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心を育むとともに、様々な知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことの出来ない活動であります。「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動の推進を重要課題と位置付け、十分に予算を確保するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月25日

千代田区議会議長 桜井 ただし

内閣総理大臣

文部科学大臣

あて